

中泊町高等学校等通学サポート助成事業 Q&A

【共通】

Q 家族の中に、通学定期券を使用または下宿して、高等学校へ通学している生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒について助成を受けることはできますか。

本助成金交付要綱の要件に該当していれば、助成を受けることができます。なお、助成額は、生徒一人当たりの金額で計算しますので、兄弟で合算することはできません。

Q 県外の高等学校等に通学する場合は助成の対象となりますか。

県内の高等学校に通学する場合のみ対象となります。

Q 生徒の父母以外が申請者になることはできますか。

対象生徒の親権者、未成年後見人、同一生計もしくは監護をする者、または生徒本人が申請者となります。ただし、申請者は中泊町に住所を有し、居住している必要があります。

Q 四半期(3か月)ごとではなく、1か月ごとに助成金の交付を受けることはできますか。

交付は四半期(3か月)ごとのみとなります。

Q 原則電子申請となっておりますが、紙での申請は可能でしょうか。

やむを得ない事情等がある場合は可能です。総合戦略課までご相談ください。

【通学定期券購入費助成】

Q 通学定期券の写し、または定期券購入・使用証明書がない場合は、どうしたらいいですか。

通学定期券の写し、または定期券購入・使用証明書がない場合、原則その月は対象外となります。ただし、定期券購入の領収書に必要事項(期間、経路、金額、氏名)が記載されている場合、対象となる場合がありますので、総合戦略課までご相談ください。

また、書類の不鮮明により内容が確認できない場合は対象外とする場合があります。領収書等の内容がわかるものを保管しておき、申請時に提出してください。

Q 複数の公共交通機関を乗り継いで通学する場合、通学費を合算して計算となりますか。

複数の通学定期券を購入して利用する場合、合算して助成額を算定します。ただし、最も経済的かつ合理的と認められる通学経路での通学に限ります。

Q 回数券で通学する場合や通学定期以外の定期券は対象となりますか。

どちらも対象外です。対象となるのは通学定期券を利用した場合に限ります。

【自宅外通学(入寮・下宿)助成】

Q アパート・マンション等への入居も対象となりますか。

対象となります。

Q 生徒が入居先に住所を移し、町に住所を有していない場合、申請は可能ですか。

申請者(父母等)が中泊町に住所を有し、交付要件を満たしている場合、対象となります。

Q 下宿先・学生寮を月途中で退居(解約)した場合、申請は可能ですか。

退居した日までを対象とし、申請可能です。ただし、月途中で退居(解約)した場合、家賃を日割り計算し、助成額を算出します。

Q アパートやマンションでは食事は出ませんが、助成額は家賃から食費相当分(3万円)を引いた額の2分の1ですか。

入居施設の種類によらず、家賃から食費相当分(3万円)を引いた額の2分の1です。